

～建設リサイクル法の届出を提出される業者さまへ～



除却届の提出はお済みですか？

市内で次の対象となる建築物の解体工事を施工する場合には、**着工前**に建築安全推進課へ「**建築物除却届**」の提出が必要です。

1 届出の対象となる建物

①建築物の除却のみの工事を行う場合で、かつ、除却部分の床面積が10㎡を超える建物です。

※減築の場合も対象となります。

※建て替え工事に伴う除却の場合は、「建築物工事届」の第三面に除却の記載をするため、「建築物除却届」の提出の必要はありません。

②都市計画区域内外に関係なく届出をお願いします。

2 届出者

除却工事を施工する施工者

なお、80㎡以上の建築物の除却（解体）を行う場合には、この届出のほかに建設リサイクル法の規定による届出が必要となる場合があります。詳細は、建築安全推進課 指導係（054-221-1267）へお問合せください。

3 提出先

提出先：静岡市役所 新館5階 建築安全推進課 管理係

※「除却届」様式はホームページよりダウンロードできます。

静岡市トップページ → 検索画面 →

除却届



◎控えが必要な方は2部ご持参ください。受付印を押印のうえ1部お返しします。

●根拠法令（建築基準法 第15条第1項）

建築主が建築物を建築しようとする場合又は建築物の除却の工事を施工する者が建築物を除却しようとする場合においては、これらの者は、建築主事を経由して、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、当該建築物又は当該工事に係る部分の床面積の合計が10㎡以内である場合においては、この限りではない。

Q&A

Q. 届出はどのように使用されますか？

A. 主に統計作成に使用されます。

国土交通省で「建築物除却統計調査」を作成し、毎月末に公表しています。

「建築物災害統計調査」と合わせて、建築物の滅失動態を明らかにし、建築及び住宅に関する基礎資料として活用されます。

【お問合せ先】

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 静岡市役所 静岡庁舎新館5階
都市局 建築部 建築安全推進課 管理係 TEL:054-221-1371